

流域治水検討委員会（住民会議）運営要領

（目的）

第1条 本運営要領は、滋賀県流域治水検討委員会（住民会議）設置要綱第7条に基づき、流域治水検討委員会（住民会議）（以下「住民会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の公開）

第2条 住民会議は原則として公開するものとする。

- 2 会議の公開は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。
- 3 傍聴者は、別に定める傍聴要領に従わなければならない。

（会議結果の公表）

第3条 会議の結果については、後日会議概要としてとりまとめ、会議資料と併せ県のホームページに掲載して公表するものとする。ただし、公表に先立ち、各委員等の確認を得るものとする。

- 2 会議概要については、必要に応じて、公開することが適当でないと思われる事項を公開しないこととすることができる。

付則

この要領は、平成19年12月14日より施行する。

別紙

傍 聴 要 領

滋賀県流域治水検討委員会（住民会議）

滋賀県流域治水検討委員会（住民会議）の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 滋賀県流域治水検討委員会（住民会議）の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で住所および氏名を記入してください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合には、先着順とします。
- (3) 傍聴される方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 発言は座長または会議の進行を行う者が認めた場合に限り行うものとする。
- (3) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。